

幼保連携型認定こども園

指導検査基準(令和7年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

教育・保育内容編

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関 係 通 知	略 称
1	平成26年9月24日八王子市条例第37号「八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例」	市条例
2	平成26年9月24日八王子市条例第33号「八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	設備運慶基準条例
3	平成28年4月1日「八王子市幼保連携型認定こども園事務取扱要綱」	事務取扱要綱
4	平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	認定こども園法
5	平成26年6月4日政令203号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令」	認定こども園法施行令
6	平成26年7月2日内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」	認定こども園法施行規則
7	平成26年7月2日府政共生569号、26文科初第437号、雇児発0702第1号 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について」	府政共生569号通知
8	平成26年11月28日府政共生第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」	基準運用通知
9	8	教育・保育要領
10	昭和22年3月31日法律第26号「学校教育法」	学校教育法
11	昭和22年5月23日文部省令第11号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
12	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
13	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
14	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
15	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
16	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
17	平成30年3月30日府子本第315号、29初幼教第17号、子保発0330第3号 「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について」	府子本第315号通知
18	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
19	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
20	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
21	平成27年3月31日厚生労働省告示第199号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
22	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
23	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関 係 通 知	略 称
24	平成9年6月30日児企第16号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	児企第16号通知
25	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
26	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
27	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
28	平成8年8月8日児企発第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
29	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
30	平成19年3月30日八王子市規則第81号「八王子市健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
31	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第03070010号 「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
32	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
33	平成28年1月18日府子本第448号、27文科初第1183号、雇児発0118第3号「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入について」	府子本第448号通知
34	平成19年4月1日「八王子市特定給食施設指導実施要綱」	市特定給食施設指導実施要綱
35	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
36	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発0120001号通知
37	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
38	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号 「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
39	令和6年3月22日こ成安第36号、5教参学第36号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第36号通知
40	平成31年2月28日子発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
41	平成31年2月28日子発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知

目 次

1 教育・保育の状況	1
(1) 人権の尊重	1
(2) 全体的な計画	1
(3) 指導計画	2
(4) 教育・保育の体制	4
(5) 備えるべき表簿	6
(6) 園児の保護者に対する支援	7
(7) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	7
2 食事の状況	8
(1) 食育計画	8
(2) 食事計画と献立業務	8
(3) 食事の提供	10
(4) 衛生管理	13
(5) 営業の届出	15
(6) 調理について	15
(7) 調理業務委託	16
3 健康・安全の状況	17
(1) 保健計画	17
(2) 健康診断	17
(3) 健康状態等の把握	18
(4) 虐待等への対応	19
(5) 疾病等への対応	19
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	21
(7) 園内の設備等の管理	22
(8) 園児の安全確保	22

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育及び保育の状況 (1) 人権の尊重 ア 人格の尊重	幼保連携型認定こども園（以下「園」という。）は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。	1 園児一人一人の人格を尊重した教育及び保育を行っているか。	(1) 市条例第33条（準用第11条第1項） (2) 教育・保育要領第1章第1-1、第2-2(3)ク、第3-5(2)	(1) 園児一人一人の人格を尊重していない。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
イ 虐待等の行為の禁止	園の職員は、園児に対し次に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 1 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 3 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の園児による1、2又は4の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 8 参考：保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）	1 園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市条例第33条（準用第16条） (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待防止法第2条、第3条	(1) 園児の心身に有害な影響を与える行為が認められる。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
(2) 全体的な計画	各園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法及び認定こども園法その他の法令並びに教育・保育要領の示すところに従い、教育・保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育・保育の内容に関する全体的な計画を作成すること。	1 教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成しているか。	(1) 教育・保育要領第1章第2-1	(1) 教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成していない。 (2) 教育・保育の内容に関する全体的な計画の内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 指導計画 ア 指導計画の作成	長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。	1 指導計画を作成しているか	(1) 教育・保育要領第1章第2-2	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 短期的な指導計画を作成していない。 (3) 指導計画の内容が不十分である。	C C B
イ 特に配慮すべき事項 (ア) 満3歳未満の園児に対する個別的な対応	満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図り、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	1 満3歳未満の園児について、個別的な計画を作成しているか。	(1) 教育・保育要領第1章第3-4	(1) 満3歳未満の園児について、個別的な計画を作成していない。 (2) 満3歳未満の園児について、個別的な計画の内容が園児一人一人の生育歴等に即していない。	B B
(イ) 休息の状況	園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な休息がとれるようにすること。その際、一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。その際、担当の保育教諭等が替わる場合には、園児の様子等引継ぎを行い、十分な連携を図ること。 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。	(1) 市条例第33条（準用第11条第3項） (2) 教育・保育要領第1章第3-4(3)、(4)、第1章第3-5(1)エ、(2)エ	(1) 午睡等の適切な休息を全くとっていない。 (2) 休息について、園児の生活リズムの違いや環境の確保等への配慮を行っていない。	C B
(ウ) 長時間にわたる教育及び保育	長時間にわたる教育及び保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	1 長時間にわたる教育及び保育について、園児の発達の過程等の配慮を指導計画に位置付けているか。	(1) 教育・保育要領第1章第3-4(5)	(1) 長時間にわたる教育・保育について、園児の発達の過程等への配慮を指導計画に位置付けていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(エ) 特別な配慮を必要とする園児への配慮	園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。 障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別的教育・保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。	1 特別な配慮を必要とする園児への指導について、家庭や関係機関と連携し、組織的かつ計画的に行う等適切に対応しているか。	(1) 認定こども園法第26条 (2) 学校教育法第81条第1項 (3) 教育・保育要領第1章第2-3、第4章第2-6、7	(1) 特別な配慮を必要とする園児への指導を適切に行っていない。	B
(オ) 小学校教育との円滑な接続	園においては、その教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。 園の教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、園における教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	1 小学校教育との円滑な接続に向けた取組を行っているか。	(1) 教育・保育要領第1章第2-1(5)	(1) 小学校教育との円滑な接続に向けた取組を行っていない。	B
ウ 指導計画の評価及び改善	園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。 保育教諭等が指導の過程について反省や評価を適切に行うためには記録が不可欠であることから、指導計画に基づく指導の過程を明らかにした日誌等の記録を作成すること。 なお、0、1歳児については個人別記録を作成することが望ましい。	1 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っているか。	(1) 教育・保育要領第1章第2-2(2)	(1) 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っていない。 (2) 指導の過程について記録を作成していない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 教育・保育の体制 ア 教育・保育を行う期間等	1 園における教育・保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。 (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（以下、「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。教育の終始の時刻は、園長が定めること。 (3) 園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、当該地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。 (4) 開園日については、原則として日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日とし、開園時間については、原則として11時間とすること。	1 教育・保育を行う期間等は要件を満たしているか。	(1) 市条例第32条 (2) 認定こども園法施行規則第26条 (3) 学校教育法施行規則第60条 (4) 基準運用通知4（1） (5) 教育・保育要領第1章第2-1(3)イ、ウ、エ	(1) 正当な理由なく教育週数が39週を下回っている。 (2) 正当な理由なく教育時間が4時間を下回っている。 (3) 正当な理由なく教育・保育の時間が8時間を下回っている。 (4) 正当な理由なく閉園している日がある。 (5) 正当な理由なく開園時間が11時間を下回っている。	C C C C C
	2 開園日及び開園時間については、保護者が必要とする適正な保育を提供できるよう、原則として上記のとおり開園が求められるが、区市町村が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いが認められる。 なお、非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に教育又は保育を行わないことができる。また、園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休園を行うことができるが、保育の必要性のある園児を受け入れている児童福祉施設であることを踏まえ、自治体関係部署、園医等と十分相談して対応すること。	1 保育を必要とする保護者に対して、家庭での保育を依頼していないか。	(1) 市条例第32条 (2) 基準運用通知4(1) (3) 認定こども園法第27条 (4) 学校保健安全法第20条 (5) 認定こども園法施行規則第26条 (6) 学校教育法施行規則第63条	(1) 正当な理由なく家庭での保育を依頼している。	B
イ 学級編成	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。学級の編成は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 1 1学級の園児数は、35人以下とすること。 2 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制すること。	1 満3歳以上の園児について、適切に学級を編制しているか。	(1) 市条例第27条	(1) 満3歳以上の園児について、学級を適切に編制していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 直接従事職員の配置	1 園は、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を、1人以上置かなければならない。 ただし、特別な事情があるときは、保育教諭等については、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。	1 学級ごとに専任の職員を適正に配置しているか。	(1) 市条例第28条第1項、第2項 (2) 認定こども園法附則第5条	(1) 学級ごとに専任の職員を適正に配置していない。	C
	2 園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、常時2名を下回ってはならない。 ※園児の教育及び保育に直接従事する者とは、副園長（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。 ※認定こども園附則第5条の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 ※幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。	1 直接従事職員を適正に配置しているか。	(1) 市条例第28条第3項 (2) 事務取扱要綱第3-4(2) (3) 認定こども園法附則第5条	(1) 直接従事職員が常時2人以上配置されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	3 保育教諭は、常勤保育教諭をもって確保することを基本とする。ただし、園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育・保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、市条例第28条に規定する保育教諭の一部に短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てても差し支えない。 (1) 常勤保育教諭が各組又は各グループ1人以上（乳児を含む組又はグループに係る保育教諭の定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。 (2) 常勤保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育教諭を充てる場合の勤務時間数を上回ること。	1 市条例上の定数の一部に短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合に組やグループ編制が適切に行われているか。	(1) 市条例第28条 (2) 事務取扱要綱第3-4(2)	(1) 組又はグループの編制が適切に行われていない。 (2) 常勤保育教諭を各組又は各グループに適正に配置していない。	C C
エ 園具及び教具	園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。また、園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。	1 必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	(1) 市条例第31条	(1) 必要な園具及び教具を備えていない。 (2) 園具及び教具を改善し、補充していない。	C C
(5) 備えるべき表簿 ア 出席簿	園長は、在学する園児について出席簿を作成しなければならない。	1 出席簿を作成しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第25条	(1) 出席簿を作成していない。 (2) 出席簿の記録内容が不十分である。	C B
イ 指導要録	1 園長は、その園に在籍する園児の指導要録を作成しなければならない。指導要録には、学籍に関する記録及び指導等に関する記録を記載すること。 2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。	1 指導要録を作成しているか。 1 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第30条第1項 (2) 府子本第315号通知 (1) 認定こども園法施行規則第30条第2項、第3項	(1) 指導要録を作成していない。 (2) 指導要録の記録内容が不十分である (1) 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付していない。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ その他の表簿	1 園には、日課表を備えなければならない 2 園には、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録を備えなければならない。	1 その他の必要な表簿を備えているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第28条	(1) 必要な表簿を作成していない。 (2) 必要な表簿に不備がある。	C B
エ 表簿の保存	指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。その他の備えるべき表簿は、5年間保存しなければならない。電磁的記録により保存する場合には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成27年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）に規定する方法によること。	1 備えるべき表簿を適切に保管しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第30条第4項、第5項 (2) 認定こども園法施行規則第26条 (3) 学校教育法施行規則第28条第2項	(1) 備えるべき表簿を適切に保管していない。	C
(6) 園児の保護者に対する支援	園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとるとともに、教育・保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。 日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育・保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るように努めること。 満3歳未満の園児については、集団生活への円滑な接続について家庭との連携及び協力を図る等十分留意する必要があることから、連絡帳等を備えること。	1 保護者との連絡は適切に行われているか。 2 満3歳未満の園児について、連絡帳等を備えるなど個別的な対応を図っているか。	(1) 市条例第33条（準用第20条） (2) 教育・保育要領第1章第3-4(1)、第4章第2-1	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (1) 満3歳未満の園児について、個別的な対応を図っていない。	C B
(7) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。 また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。	1 子育て支援事業を地域における教育及び保育に対する需要に照らし、適切に実施しているか。 2 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにしているか。	(1) 市条例第33条（準用第22条） (2) 事務取扱要綱第3-7 (3) 教育・保育要領第4章第3-1	(1) 子育て支援事業を需要に照らして適切に実施していない。 (2) 取組が不十分である。 (1) 子ども的心身の状態などを考慮し、柔軟に活動を展開できるようにしていない。 (2) 子ども的心身の状態などを考慮し、柔軟に活動を展開できるようにする取組が不十分である	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の状況	日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、園児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。				
(1) 食育計画	食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とするものであり、園児が生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものである。 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育・保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、全体的な計画及び指導計画に位置づけているか。	(1) 市条例第35条（準用：設備運営基準条例第15条第2項） (2) 食育基本法 (3) 教育・保育要領第3章第2-1、2、3、4 (4) 子発0331第1号通知	(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成していない。	B
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事の提供に当たっては、園児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、園や園児の特性に応じた適切な活用を図ること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。	1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。	(1) 市条例第35条（準用：設備運営基準条例第15条第2項） (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 献立表の作成	2 園児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。	1 給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 市条例第35条 （準用：設備運営基準条例第15条第2項） (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 給与栄養量の目標を設定していない	B
	3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。	1 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食（献立）会議等による情報の共有を図っているか。	(1) 事務取扱要綱第3-4(4)ア (2) 子母発0331第1号通知	(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食（献立）会議等による情報の共有を図っていない。	B
	園において、園児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。 献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。また、園児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子供の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。	1 献立表を適切に作成しているか。	(1) 市条例第35条 （準用：設備運営基準条例第15条第3項） (2) 市特定教育施設実施要綱 (3) 子発0331第1号通知 (4) 子母発0330第1号通知	(1) 献立表を作成していない。 (2) 献立表の作成に責任者の関与がない。 (3) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (4) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (5) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられる。 (6) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	C B B B B B
ウ 食材の管理	計画された献立を正確に実施するには、日々の食数を把握することにより給食材料の必要量を把握し、適切に用意・保管することが必要である。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	1 あらかじめ作成された献立に従って食品を購入しているか。 2 発注書・納品書を整理、保存しているか。	(1) 市条例第35条 （準用：設備運営基準条例第15条第3項） (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援施第97号通知	(1) 正当な理由なく変更している。 (2) 数量に大幅な違いがある。 (1) 発注書・納品書がない。又は、不十分である。 (2) 発注に当たって責任者の関与がない。	C C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	3 納品時に食品材料の検収を行っているか。	(1) 市条例第35条 (準用：設備運営基準条例第15条第3項)	(1) 食品材料の検収を全く行っていない。	C
		4 在庫食品の受払処理は適正か。		(1) 在庫食品の受払を把握していない。	B
		1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。		(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。	C
		1 園児一人一人の状況に応じた食事を提供しているか。		(1) 園児一人一人の状況に応じた食事を提供していない。	C
		1 乳児及び満1歳以上満3歳未満児に対する配慮を行っているか。		(1) 乳児及び満1歳以上満3歳未満児に対する配慮を行っていない。	C
		1 園児一人一人の状況に応じた食事を提供しているか。		(2) 園児一人一人の状況に応じた食事の提供が不十分である。	B
イ 園児の状況に応じた配慮	1 園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事がとれるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、園医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 園児一人一人の状況に応じた食事を提供しているか。	(1) 市条例第35条 (準用：設備運営基準条例第15条第2項) (2) 教育・保育要領第1章第3-5(2)エ、第3章第2-6 (3) 子発0331第1号通知	(1) 園児一人一人の状況に応じた食事を提供していない。	C
	2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、満3歳未満の園児は献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについて特に配慮が必要である。 (1) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある園児への対応については、医師等の指示や協力の下に適切に対応すること。 参考：「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省）	1 乳児及び満1歳以上満3歳未満児に対する配慮を行っているか。	(1) 市条例第35条 (準用：設備運営基準条例第15条第2項) (2) 教育・保育要領第1章第3-5(2)エ、第2章第1-2(3)、3(2)、 (3) 第2-2(4)、3(2)、(4) (4) 子発0331第1号通知 食事による栄養摂取量の基準	(1) 乳児及び満1歳以上満3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び満1歳以上満3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(2) 満1歳以上満3歳未満の園児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重すること。 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある園児への対応については、医師等の指示や協力の下に適切に対応すること。 3 園児の健康と安全の向上に資する観点から、園児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する園児の生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。 園児自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導票等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。	1 園児の食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。	(1) 認定こども園第27条 (2) 学校保健安全法第26条 (3) 教育・保育要領第3章第1-3(3)、第3章第2-6 (4) 子発0331第1号通知	(1) 食物アレルギー対策が不適切である。 (2) 食物アレルギー対策が不十分である	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	(対策例) - 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 - 生活管理指導表に基づいた対応について、保育教諭等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 - 誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育教諭等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 - 人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 (平成31年4月 厚生労働省) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (内閣府) 食事は、保育を必要とする子供（2号認定子供及び3号認定子供）に該当する園児に対して提供する必要があるが、1号認定子供に対する食事の提供は、各園の判断に委ねられている。 なお、保護者が希望する場合や園の行事等の際には、2号認定子供及び3号認定子供について、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができるが、この取扱いは、保護者の希望がある場合に認められる対応であることに留意すること。 食事の中止の理由として認められるものは、以下の場合である。 1 感染症、食中毒等の発生に伴う保健所の指示 2 調理室の改築・修繕 3 非常災害等で給食を提供することが不可能な場合	1 食事を適切に提供しているか。	(1) 市条例第35条 (準用：設備運営基準条例第15条第1項) (2) 基準運用通知4(2) (3) 子母発0331第1号通知	ここから！ (1) 正当な理由なく食事の提供を中止している。 (2) 間食を提供していない。 (3) その他不適切な事項がある	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 衛生管理	食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。 ※ HACCPに沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添（最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等（厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載）を参考にして、HACCPに沿った衛生管理を実施することも可能とされている。 （参考）薬生食監発0805第3号通知				
ア 検便	食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	1 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っているか。 ・雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。 2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 事務取扱要綱第3-5(3) (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 食品衛生法第51条、第68条 (4) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (5) 薬生食監発0805第3号通知 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 社援施第97号通知 (9) 児発第470号通知 (10) 雇児発第0120001号通知 (1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 社援施第65号通知	(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切事項がある。（検査項目不足等） (1) 検査結果を適切に保管していない。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者等の健康チェック及び調理設備の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 園長等の園の運営管理責任者は、衛生管理者に調理従事者及び調乳担当者の健康状態を確認させること。また、衛生管理者に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認するとともに、記録を保管すること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 事務取扱要綱第3-5(3) (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (5) 薬生食監発0805第3号通知 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない（下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等）。 (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
		2 調理室等の衛生管理は適切か。	(1) 市条例第33条（準用第11条第3項） (2) 事務取扱要綱第3-5(3) (3) 食品衛生法第51条、第68条 (4) 食品衛生法施行令第34条の2 (5) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (6) 薬生食監発0805第3号通知 (7) 雇児総発第36号通知 (8) 社援施第65号通知 (9) 児発第669号通知 (10) 平成9年社援施第117号通知	(1) 調理室等の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C B
ウ 食中毒事故対策	1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等）には十分留意すること。 また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。食器具等の十分な洗浄消毒、衛生的保管にも十分注意すること。	1 食中毒事故の発生予防を適切に行っているか。	(1) 市条例第33条（準用第16条の3第2項） (2) 事務取扱要綱第3-5(3) (3) 食品衛生法第51条、第68条 (4) 食品衛生法施行令第34条の2 (5) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (6) 教育・保育要領第3章第3-1 (7) 薬生食監発0805第3号通知 (8) 社援施第97号通知1 (9) 雇児発第0120001号通知 (10) 雇児総発第36号通知 (11) 社援施第65号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C C
		2 検食を食事提供前に行い、異味・異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	1 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発0307001号通知 (2) 検食の実施方法が不適切である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 営業の届出 ア 営業の届出 (集団給食施設)	3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。	1 食中毒事故の発生時の対応を適切に行っているか。	(1) 社援施第97号通知 (2) 雇児発第02222001号通知 (3) 児企第26号通知	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。	C
	4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器（ビニール袋等）に密封して入れ、－20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117号通知 (2) 雇児総発第36号通知 (3) 社援施第65号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が不適切である。	C B
	集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない（令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。）。 なお、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。	1 営業の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条の2 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
	イ 食品衛生責任者の選任 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告	特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。特定給食施設に該当しない給食施設についても、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。	1 栄養管理報告を行っているか。	(1) 健康増進法施行細則第6条 (2) 市特定給食施設指導実施要綱	(1) 栄養管理報告を行っていない。	B
(6) 調理について	園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該園内で調理する方法（園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	1 当該園内で調理しているか。	(1) 市条例第35条 （準用：設備運営基準条例第15条第1項）	(1) 当該園内で調理していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 調理業務委託	園長が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、園職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、園児の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 食事の提供について、調理業務を委託して行う方法を行う場合は、府子本第448号通知を遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意すること。 園が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。なお、当該契約書には次に掲げる事項を明確にすること。 1 受託業者に対して、園側から必要な資料の提出を求めることができるとともに、その結果、改善の必要があると認める場合には、園は、必要な指導・助言を行うことができること。 2 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても園側において契約を解除できること。 3 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 4 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため園に損害を与えた場合は、受託業者は園に対し損害賠償を行うこと。	1 調理業務の委託について適切に行っているか。 2 当該園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されているか。 3 当該園又は他の施設、保健所若しくは市の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われているか。	(1) 事務取扱要綱第3-5(4) (2) 府子本第448号通知	(1) 調理業務委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。 (3) 食事の質が確保されていない。 (4) 園内の調理室を使用して調理していない。 (5) 栄養面での配慮（献立等について栄養面での指導を受けられる体制）がない。 (6) 園が行う業務を行っていない。 (7) 園が行う業務が不十分である。 (1) 体制及び契約内容を確保していない。 (1) 栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていない。	C C C C C C B C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況	5 園における給食の趣旨を十分認識し、適正な食材を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うことができ、かつ衛生管理体制の確立等により安全性の高い品質管理に努めた食事を提供できる能力を有する者であること。 6 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 7 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。 8 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施すること。	4 調理業務を受託する者については、当該園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者か。 5 その他府子本第448号通知に準拠していない事項があるか。		(1) 給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有していない。 (1) その他府子本第448号通知に準拠していない事項がある。	C C
	園児の生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の教育・保育の基本である。そのためには、園児一人一人の健康状態や発育及び発達の状態に応じ、園児の心身の健康の保持、増進を図り、危険な状態の回避等に努めることが大切である。教育及び保育は、健康と安全を欠いては成立しないことを、園長の責務の下に全職員が共通して認識することが必要である。				
	(1) 保健計画 園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について保健計画を策定し、これを実施しなければならない。保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしながら、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成し、一人一人の園児の健康の保持及び増進に努めているか。	(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第5条 (3) 教育・保育要領第3章第1-2(1)	(1) 保健計画を作成していない。	C
(2) 健康診断	1 園においては、毎学年定期に、園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち一回は6月30日までに行うものとする。）ことを原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。 健康診断の項目及び方法は、認定こども園法施行規則第27条が準用する学校保健安全法施行規則第6条から第7条までの規定に従うこと。	1 園児の健康診断を適切に行っているか。	(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第13条、第17条 (3) 認定こども園法施行規則第27条 (4) 学校保健安全法施行規則第5条第1項、第6条、第7条 (5) 府政共生569号通知	(1) 入園時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。 (3) 実施時期・方法等が不適切である	C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 健康状態等の把握	2 園においては、園児の健康診断を行ったときは、健康診断票を作成しなければならない。	1 園児の健康診断票を作成しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第27条 (2) 学校保健安全法施行規則第8条第1項	(1) 園児の健康診断票を作成していない。 (2) 内容が不十分である。	C B
	3 健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等、認定こども園法施行規則第27条が準用する学校保健安全法施行規則第9条第1項に規定する適切な措置をとらなければならない。	1 健康診断の実施後に、保護者への通知及び必要な対応をしているか。	(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法14条 (3) 認定こども園法施行規則第27条 (4) 学校保健安全法施行規則第9条第1項	(1) 健康診断結果を保護者に通知していない。 (2) 適切な措置をとっていない。	C C
	4 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の健康診断票を転園先に送付しなければならない。	1 園児が転園した場合に、健康診断票を転園先に送付しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第27条 (2) 学校保健安全法施行規則第8条第3項	(1) 健康診断票を転園先に送付していない。	C
	1 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、園医と相談するなど適切な対応を図ること。 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該園児に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うこと。	1 園児の日々の健康状態を観察し、必要に応じた対応をしているか。	(1) 教育・保育要領第3章第1-1(2) (2) 認定こども園法第27条 (3) 学校保健安全法第9条	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (3) 保護者と連絡をとっていない。 (4) 保護者との連絡が不十分である。	C B C B
	2 園児の心身の状態に応じた教育・保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。	1 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 教育・保育要領第3章第1-1(1)	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 虐待等への対応	園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに区市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状況等を観察しているか。 2 不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。 3 虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 児童福祉法第25条 (2) 児童虐待防止法第5条 (3) 教育・保育要領第3章第1-1(3)、第4章第2-9 (1) 児童福祉法第25条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第6条、第7条 (3) 教育・保育要領第3章第1-1(3)、第4章第2-9 (4) 子発0228第2号通知 (5) 子発0228第3号通知 (1) 市条例第33条（準用第16条第2項）	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状況等を観察していない。 (1) 速やかに通告していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。 (1) 虐待防止研修等必要な措置を講じていない。	C C C
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	1 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、園医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 2 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理を行うこと。	1 園児の体調不良等への対処を適正に行っているか。 1 保健室等の環境や救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備しているか。	(1) 市条例第33条（準用第20条） (2) 認定こども園第27条 (3) 学校保健安全法第14条 (4) 教育・保育要領第3章第1-3(1) (1) 市条例第33条（準用第16条の3第1項） (2) 事務取扱要綱第3-5(2) (3) 認定こども園法第27条 (4) 学校保健安全法第14条 (5) 教育・保育要領第3章第1-3(4)	(1) 園児の体調不良等への対処を適正に行っていない。 (2) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。 (1) 保健室等の環境や救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備していない。	C B C
イ 感染症への対応	1 園は、感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて園医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、園児、職員ともに手洗いの徹底を図ること。使用するタオル等は、他人と共用しないこと。	1 感染症の予防対策を講じているか。	(1) 市条例第33条（準用第16条の3） (2) 教育・保育要領第3章第1-3(2) (3) 児企第16号	(1) 感染症の予防対策を講じていない。 (2) 感染症の予防対策が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	入園の際には、母子健康手帳等を参考に、園児一人一人の予防接種歴や感染症の罹患歴を把握するとともに、その後、新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には、保護者から園に報告してもらい情報を共有することが望ましい。	2 入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	(1) 教育・保育要領第3章第1-3(2)	(1) 入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。	B
	2 園長は、園内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、園医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をすること。園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができる。感染症により園児の出席停止を行った場合又は園の休業を行った場合には保健所に連絡すること。 また、園内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をすること。園の附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うこと。	1 感染症発生時にまん延防止対策・事後対策を適切に講じているか。 ・再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。	(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第19条 (3) 学校保健安全法施行規則第21条 (4) 雇児発第0222001号通知	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B
		2 感染症発生時には、保健所に連絡しているか。	(1) 認定こども園法施行令第6条 (2) 学校保健安全法施行令第5条 (3) 雇児発第0222001号通知	(1) 保健所に連絡していない。	C
	アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。 (対策例) ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月 内閣府)	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 ・生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 ・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。 施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子供の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。	(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第26条 (3) 教育・保育要領第3章第1-3(3) (4) 児発第418号通知 (5) 雇児総発第402号通知	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、園児の顔が見える仰向けに寝かせ、睡眠中の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し記録すること。 1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。	1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。	(1) 市条例第33条（準用第19条） (2) 認定こども園法第27条 (3) 学校保健安全法第26条 (4) 教育・保育要領第2章第4-1(1)、第3章第3-2(2)	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。	C B
	(対策例) ・園児の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、園児の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・園児の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 （0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。） ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず職員が見ていること。（園児から目を離さない、園児全員が見える位置につく、死角を作らない。） ・園児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。園児を1人にしない。（園児だけにしない。） ・保育室内は禁煙とする。 ・日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等）	2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第26条 (3) 教育・保育要領第2章第4-1(1)、第3章第3-2(2)	(1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	参考：「「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和2年）」の公表について」（令和2年10月5日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡） 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府） 参考：「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」（令和4年8月改訂）				
（７）園内の設備等の管理	園の設備は、指導、保健衛生、安全及び管理に関し、適切な物でなければならない。園児の使用する設備及び遊具等については、安全かつ衛生的に管理すること。 また、園児及び職員が手洗い等により清潔を保つようにすること。	1 園児の使用する設備及び遊具等について、安全かつ衛生的に管理されているか。	(1) 市条例第33条（準用第11条第3項） (2) 事務取扱要綱第3-5(1) (3) 教育・保育要領第3章第3-1(1)	(1) 園児の使用する設備及び遊具等について、安全かつ衛生的に管理されていない。	C
（８）園児の安全確保 ア 事故防止	1 園児の安全の確保を図るため、事故等により園児に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう、園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずること。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対策例) - 危険な場所、設備等を把握しているか。 - 安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具等を定期的に点検し、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める。 - あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日付内閣府）	1 園児の事故防止に配慮しているか。 - 園児の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 - 事故発生防止のための指針の整備等を行っているか。	(1) 市条例第33条（準用第19条） (2) 認定こども園法第27条 (3) 学校保健安全法第26条 (4) 雇児総発第402号通知別添2-1 (5) 府子本第679号通知 (6) 教育・保育要領第3章第3-2(2)	(1) 園児の事故防止に配慮していない。 (2) 園児の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・園児の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すること。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 （平成28年3月31日付内閣府） 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」 （令和3年12月17日付厚生労働省事務連絡） ・園児が日常的に利用する散歩経路や公園等について、危険箇所等の点検を行い、全職員で情報を共有する。 ・園外活動時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の職員が対応する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける園児の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して、迷子、置き去り防止策を徹底する。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意する。 参考：「保育所等での保育における安全管理の徹底について」 （令和元年5月10日内閣府・厚生労働省事務連絡） 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」 （令和3年8月25日付厚生労働省・内閣府事務連絡）				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月31日付内閣府)				
2	園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。	1 損害賠償保険に加入しているか。 2 損害賠償保険の内容が適切か。	(1) 市条例第33条 (準用第19条)	(1) 損害賠償保険に加入していない。 (2) 損害賠償保険の内容が不適切である。	C B
3	園児の施設外での活動、取組等のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼等により、園児の所在を確認しなければならない。	1 自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。	(1) 市条例第33条 (準用第19条の2) (2) 認定こども法施行規則第27条 (3) 学校保健安全法施行規則第29条の2第1項	(1) 自動車への乗降車の際に、園児の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、園児の所在確認が不十分である。	C B
4	園児の登降園は、送迎時における園児の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	1 園児の登降園は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 雇児総発第402号通知別添2-1	(1) 周知をしていない。 (2) 周知が不十分である。	C B
5	園児の安全の確保を図るため、園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成すること。 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずること。	1 危険等発生時対処要領を作成しているか。	(1) 市条例第33条 (準用第19条) (2) 認定こども園法第27条 (3) 学校保健安全法第29条 (4) 教育・保育要領第3章第3-2(3)	(1) 危険等発生時対処要領を作成していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 事故発生時の対応	1 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うこと。この場合においては、必要に応じ、園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。	(1) 市条例第33条（準用第19条） (2) 認定こども園法第27条 (3) 学校保健安全法第29条第3項	(1) 事故発生後の対応が不適切である。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B
	2 (1) 次に掲げる事故等が発生した場合には区市町村に報告すること。 ア 死亡事故 イ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状況に陥ったもの） ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 エ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 (ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 (イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (ウ) (ア)及び(イ)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 オ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 カ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 (2) 事故報告の第1報は原則事故発生日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1 事故が発生した場合に区市町村に速やかに報告しているか。	(1) こ成安第36号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B